

行政書士'13 スペシャルオプション講座

【行政法・地方自治法】

講義レジュメ

レクチャー：寺本 康之（東京法経学院講師）

行政上の法律関係

1. 行政上の法律関係

農地買収処分に民法 177 条が適用されるか	適用されない（最判昭 28. 2. 18） →農地買収処分は特殊な処分なので適用しないと覚える
租税の強制徴収において、滞納処分による差押えにつき民法 177 条が適用されるか	適用される（最判昭 35. 3. 31）
国の安全配慮義務違反に基づく損害賠償の消滅時効につき、会計法 30 条の短期消滅時効が適用されるのか	適用されない。民法 167 条 1 項で 10 年（最判昭 50. 2. 25）
地方議会の議員の報酬請求権を譲渡することはできるか	できる（最判昭 53. 2. 23） →単なる金銭債権であるので
公営住宅の入居者が死亡した場合には、その相続人が公営住宅の使用権を当然に承継するか	当然に承継すると解する余地なし（最判平 2. 10. 18）
公営住宅の利用関係に、民法や旧借家法の適用があるのか	ある（最判昭 59. 12. 13）
建築基準法 65 条は民法 234 条の特則か	特則である（最判平元、9. 19） →よって、民法 234 条の適用が排除される
取締法規である食品衛生法の許可を受けないで行った取引は私法上無効となるのか	ならない。有効である（最判昭 35. 3. 18） →もちろん、無許可での取引である以上、罰則や強制執行の対象にはなる
公共用財産は取得時効の対象となるのか	一定の場合にはなる（長期にわたり使用されず、黙示の放棄の意思と認められる場合のみ） （最判昭 51. 12. 24）
地方公共団体の長のなした行為には、民法 110 条が類推適用されるか 地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約締結に、民法 108 条が類推適用されるのか	民法 110 条が類推適用される（最判昭 34. 7. 14） 民法 108 条が類推適用される（最判平 16. 7. 13）
現業公務員は公法上の関係なのか	現業公務員も公法上の関係である（最判昭 49. 7. 19）
独占禁止法違反の契約は私法上直ちに無効になるのか	直ちに無効にならない（最判昭 52. 12. 13）
租税関係にも信義則の法理が適用されるのか	租税法規の適用による納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお課税処分を免れ

	しめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するという特別の事情が存する場合には、適用がある（最判昭62.10.30）
河川沿岸の住民は河川の全水量を独占的排他的に使用できるのか	できない。使用目的を充たすに必要な限度の流水を使用しうるに過ぎない（最判昭37.4.10）
村道における私人の通行妨害に対して、妨害排除請求権を行使できるのか	村道使用の自由権に基づいて妨害排除を請求できる（最判昭39.1.16）

2. 行政組織

(1) 行政主体

行政上の権利義務が帰属する主体。国または地方公共団体、公共組合、特殊法人、独立行政法人など。

(2) 行政機関

行政主体の手足となって活動する機関。

- ① 行政庁→行政主体の意思を決定し、それを外部に表示する機関。大臣、知事、市町村長、税務署長など、**原則独任制**。もともと、**行政委員会は例外的に合議制**。
- ② **諮問機関**→行政庁に対して意見や答申を提示する機関。**答申には法的拘束力なし**。
- ③ **参与機関**→行政庁の意思決定に参与する機関。参与機関の議決は、行政庁を**法的に拘束する**。EX. 電波監理審議会、検察官適格審査会
- ④ **監査機関**→国の会計検査院、地方公共団体の監査委員
- ⑤ **執行機関**→実力行使を行う機関。警察官、消防官、徴税職員
- ⑥ **補助機関**→日常事務を遂行。局長、内部部局の長、副知事、副市町村長、会計管理者、一般職公務員など。

(3) 指揮監督権

上級行政機関の下級行政機関に対する指導等をする権限。監視権、許認可権、訓令権（通達）、取消停止権、権限争議裁定権、代執行権など。特に訓令権は通達を出す権限として重要。

(4) 権限の委任、代理、専決・代決

	権限の委任	代理		専決（代決）
場面	法律に定まっている場合	法律に定めがあるのが法定代理。授權の場合は、授權代理。		決裁権限だけ有する。代決は本来の決裁権者がいない場合の緊急を要するとき。
法律の根拠	必要	法定代理→ 必	授權代理→ 不	不要

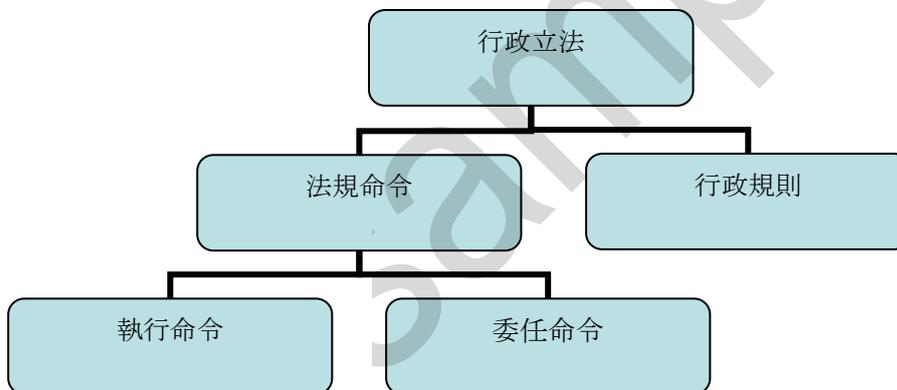
		要	要	
権限	受任機関に移る	代理機関には移らない		補助機関に移らない
公示	必要	不要		不要
範囲	一部のみ	全部	一部	
権限行使	受任機関は <u>自己の責任と自己の名</u> でその権限を行使。※	代理であることを表明（顕名）し、代理機関の行為の法的効果や責任が被代理機関・ひいては当該行政主体に帰属する。		対外的には行政庁の決定としての表示をし、その効果は決裁権限を付与した行政機関・ひいては当該行政主体に帰属する。

※権限の委任が上級行政庁から下級行政庁になされた場合には、上級行政庁に指揮監督権は残る。

行政立法と行政行為の分類

1. 行政立法

行政立法チャート



① 執行命令

執行命令とは、法規命令のうち、国民の権利・義務の内容自体を定めるものではなく、その内容の実現のための**手続事項や細則事項を定めるもの**。

→法律の個別具体的な委任は**不要**。一般的な委任で足りる。

② 委任命令

委任命令とは、法規命令のうち、法律の委任により、国民の権利・義務の内容自体を定めるもの。

→法律の個別具体的な委任が**必要**。公布も必要。

→法律によって罰則の具体的な委任があれば、罰則制定もできる。